

化学品に関するアンチ・ダンピング(AD)調査情報

経済産業省素材産業課

2019年11月1日

【今回の情報】

段階	措置の終了
調査国	中国
公告日	2019年10月30日
調査対象品目	ポリ塩化ビニル
対象原産国	日本、米国、韓国、台湾
通知の内容	<p>2019年10月30日、中国商務部はホームページにて、日本、米国、韓国、台湾を原産地とするポリ塩化ビニルへのAD最終審査を終了し、AD措置は2019年9月28日に終了したことを発表しました。</p> <p>(商務部貿易救済調査局HP)</p> <p>http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201910/20191002908587.shtml</p> <p>本調査についてご不明な点がありましたら本紙2頁に掲載されている経済産業省素材産業課までご連絡下さい。</p>

参考資料

経済産業省 2018年不公正貿易白書 第6章 アンチ・ダンピング措置

URL: http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2018/pdf/02_06.pdf

【参考情報】

- AD調査手続きは、以下の手順に従って行われ、最終的な調査結果により「ダンピング輸出の事実」、「国内産業への損害」及び「これらの因果関係あり」との結論に達した場合には、個別企業毎に（調査に応じない企業は「その他日本企業」として一括した取扱いとなる場合が多い。）追加的な関税（ダンピング率相当の税率）を課されることになる。
 - ① 国内企業からの調査当局に対する調査開始要請
（又は調査当局の発意による場合もある。）
 - ② 調査当局による調査開始の通告
 - ③ 調査に応じる製造・輸出企業の調査当局への登録
 - ④ 調査当局による調査
 - ⑤ 利害関係者からの求めによる公聴会（中国等）
 - ⑥ 調査当局による仮決定
 - ⑦ 公聴会
 - ⑧ 最終決定

- 調査開始から終了までは原則1年以内（最長限度1年半）。途中、仮決定（半年前後）により暫定措置として暫定AD税が課される場合もある。調査開始の申請書受理後に関係国政府に通知をすることになっているが、突然調査開始通知がなされるケースあり。

<本件に関する照会先>

経済産業省 製造産業局 素材産業課 新地、石塚 TEL: 03-3501-1737 FAX: 03-3580-6348

（以上）